

「縁起」の倫理学は可能か

— 仏教的生命倫理学の原理をめぐって —

前川 健一

近年、仏教の立場から生命倫理を論じる人々の中で、縁起の思想が注目されている。そうした論考の中では、縁起は相互依存と解され、「他者との相互関係」・「周囲の人々とのつながり」などを示すものとされる。こうした縁起の思想は、個人の自律を前提とするアメリカ流のバイオエシックスを補完し、あるいは乗り越えるものとも言われている。しかし、このような縁起の理解には極めて問題がある。また、仮に縁起を相互依存と解したとしても、生命倫理学における有効性については、検討すべき余地がある。

縁起は、文字どおり、何かに縁つて別の何かが起こることである。その本質は一種の因果関係であり、相互依存ではない。十支縁起では識と名色との相互依存が説かれているが、それを縁起の基本的意味とするのは無理であろう。

「龍樹の中観派になると、縁起が相依相関性の意義をもって説かれる」と言われることもあるが、『中論』において説かれる縁起は、伝統的な十二因縁であるし、相互依存が説かれているのは事実だが、それは縁起とは関係がない。明確に縁起という語と相互依存とを結びつけるのは、中国の華嚴宗を待たねばならない。しかも、華嚴宗で言う縁起は、真如隨縁を意味する

ものであり、インド仏教における縁起とは意義内容を大きく異にしており、同一視することはできない。

縁起Ⅱ相互依存という理解には、本来異質な華嚴教学における縁起を、無意識に初期仏教などの縁起に投影させていること、他、戦前の仏教学界に大きな影響を与えた宇井伯寿の縁起解釈が要因となっていることが推測される。宇井説では、縁起は通時的な発生論的關係ではなく、共時的な論理的關係であり、識と名色との相互依存を重視して、これを十二因縁全体に及ぼし、縁起を相依相関の意であると主張している。しかし、今日の目からすれば、この解釈には「行きすぎ」がある。また、宇井伯寿が idappaccayatā (パーリ語。梵語 idampratrayatā) という語を、「相依性」と訳したことも問題である。この語は「これに縁ること」の意で、本来、相互性は全く含意されていないのにもかかわらず、「相依性」という訳語が一人歩きして、縁起Ⅱ相互依存という理解が定着したと考えられる。

初期仏教の範囲で考える限り、縁起は基本的に苦悩の由来・原因を説き明かすものであり、それ自体を積極的な倫理原理とすることはできない。「私たちの誰もが縁起のネットワークの中心に位置しており、その中の主人公として生きている」「相互につながっているという一体感」といった縁起のとらえ方は、華嚴教学における縁起を前提にしなければ意味をなさないが、歴史的に見て、華嚴教学の縁起説が全体主義や国家主義と極めて親和性が高かったことが指摘される。縁起Ⅱ相互依存という立場に立つなら、全体主義的な論理に陥らないためには何が必要なのか、ということが問われねばならないであろう。

こうした思想史的問題点とは別に、相互依存それ自体の問題点も指摘される。或る相互依存の仕方より、別の相互依存の仕方の方が良い、というためには、相互依存以外の観点が必要である。相互依存ということから共存共栄といったイメージを描く場合が多いのは、個の独立や自律といった、必ずしも相互依存とは関係のない概念が無意識に前提されている。また、相互依存を、万物の無限の連関と解するならば、実質上、因果連関を個人が把握することはできず、倫理原則として機能しない。先ほどの全体主義との親和性とも関係するが、どのような範囲で相互依存を考えるのかという限定が明確にされる必要がある。相互依存が我々の倫理の基礎にあることは間違いないが、華厳教学的な万物の相互依存が、生命倫理という具体的な場面で有効性を持つかは疑問と言わねばならない。

再生医療と生命倫理

溯上 恭子

二〇〇八年一〇月、文部科学省専門委員会で「人工多能性幹細胞 (iPS細胞 Induced Pluripotent Stem Cell)」からの生殖細胞の作製が解禁された。それに続いて、二〇〇九年四月、政府の総合科学技術会議で、難病治療研究のための人クローン (体細胞核移植) 胚の作製を認める指針修正案が了承された。樹立に際し、生命の萌芽とされる受精卵や卵子が破壊され

るES細胞とは異なり、人体のあらゆる組織や臓器に分化する幹細胞が、皮膚細胞から得られるiPS細胞は、幹細胞の作製に伴う生命倫理問題がクリアされる再生医療の切り札とされている。こうしたiPS細胞の研究が世界の幹細胞研究の主流となつている中で、人間の卵子を大量に必要とする倫理問題含みの人クローン胚作製が、なぜ承認されることになつたのだろうか。

二〇〇五年の韓国ES細胞論文捏造事件で露呈したように、人クローン胚の作製に要する大量の未受精卵を、女性の身体に侵襲を加えて採取することには多大なる倫理問題がつきまとう。だが、生身の女性から卵子を採取することなく、iPS細胞から研究用卵子を作製し、それを人クローン胚研究に用いれば、研究用卵子の入手に伴う生命倫理問題が回避される。大量の除核未受精卵の入手に伴う倫理問題が指摘されるにせよ、iPS細胞の有効性が確認されていない現段階では、ヒトクローンES細胞の樹立を視野に入れた人クローン胚研究の線を、幹細胞研究の選択枝から退けるのは困難である。先の二つの指針改正の背後には、研究用卵子の入手に伴う倫理問題の回避をねらった、いわばヒトクローンES細胞研究の代用研究として、iPS細胞研究を遂行しようという意図が見てとれる。

iPS細胞が再生医療に利用可能かどうかを検証するために、①iPS細胞から精子や卵子を作る、②iPS細胞から作製した精子と卵子を受精される、③受精させて作った胚を子宮に戻して着床するかどうか調べる、という三つのステップを踏まなければならないとされている。③は倫理的理由故に不可能